



第49回人権週間ポスター

大切なことだから 一緒に考えよう

人権週間 12月4日～10日

私たちは、だれもが幸せに生きたいと願っています。同時に、家族や友人など身近な人はもちろん、世界中の人が幸せであればいいと思っています。しかし、現実には、様々な理由で差別を受け、人権を侵害されている例が、少なくありません。私たちみんなが幸せになるために、お互いの人権について、みんなで考えてみましょう。

男女共同参画社会をめざして

国際婦人年以降、女性を取り巻く環境は大きく変化してきました。女性の社会進出が進み、地域活動や生涯学習の場などで女性のリーダーが増えています。

昨年策定された国の行動計画「男女共同参画二〇〇〇年プラン」では、「女性の権利が推進・擁護される社会形成」を基本目標の一つとして、大きく採り上げています。男女共同参画社会の実現は、憲法にうたわれた基本的人権の確立という意味で、どうしても達成しなければならぬ重要な課題からです。

残念ながら夫から妻への暴力や子どもへの性的虐待、また最も女性の尊厳が脅かされている売買春やセクシュアル・ハラスメントなど、女性の権利を無視する様々な行為がまだ行われています。

一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、自由な意思を責任を持ち、生き生きと暮らせる社会づくりの実現のために、もう一度、家庭や地域を見つめ直すことが、これからの男女共同参画社会の実現のために必要です。

共に生きる社会の実現を

国連の「障害者の権利宣言」を幕開けとして、障害者福祉は、障害者が障害を持たない人と同等に生活し、活動する社会をめざす「フーマライゼーション」の理念の下に、「完全参加と平等」を目標に進められてきました。

「国連・障害者の10年」に引き続き、平成5年から「アジア太平洋障害者の10年」が始まり、日本では「障害者基本法」が平成5年12月に成立しました。

この基本理念には「すべての障害者は個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有し、社会を構成する一員として、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」とうたわれています。

平成7年12月には、「障害者プラン」が政府で決定され、足立区では、平成5年に策定した「地域保健福祉計画」を今年9月に改定しました。

障害を持つ人も、持たない人も共に幸せを求め合う区民・仲間として、すべての人の参加による平等な社会づくりをめざし、共に生きるまち、足立区を築いていきましょう。

人権週間の 強調テーマ

- 子どもの人権を守ろう。一育てよう思いやりの心
- 高齢者を大切にする心を育てよう
- 部落差別をなくしよう
- 女性の地位を高めよう
- エイズに対する偏見をなくしよう
- 障害者の完全参加と平等を実現しよう
- 外国人に対する差別、偏見をなくしよう
- 環境保護の理解を深めよう

国際化時代と正しい人権意識

足立区には、多数の外国人が居住し、滞在しています。本年10月1日現在の外国人登録者は1万6千141人。しかし、外国人が地域で生活していくには、言語をはじめ、文化や習慣、社会制度の違いなど、様々な不便さや不自由さがあります。

こうした現実に対し、外国人も自ら日本語の習得をはじめ日本の生活習慣、地域社会ルール等を学び、理解することが大切です。同時に地域社会では、国籍を問わず、地域で生活する住民として共生できる、開かれた社会づくりが必要とされています。

地域の国際化には、一人ひとりの区民が多様な価値観や文化を柔軟に受けとめ、日ごろから外国人との交流を行うなど、お互いの文化の共通点や違いを正しく理解し、認め合うことが必要です。また、何よりも大切なことは、人種や民族、宗教などによって、人を差別することのない人権意識が欠かせません。

地域で生活する者として、日本人・外国人を問わず、お互いの人権を尊重しあい、共に住みよい地域社会の実現に努めていくことが求められています。

人権尊重教育の推進

区教育委員会では、学校教育における重要な課題として「人権尊重の教育」を掲げています。

教育とは、人格の完成をめざし、平和的な国家および社会の形成者を育成するものです。そのためには、人間尊重の精神を育成することが極めて重要です。

各学校では、教育活動のすべてにおいて、あらゆる偏見や差別をなくし、個人を尊重する立場に立ち、同和教育の視点に立った人権尊重の教育を徹底し、児童・生徒が相互に理解し、尊重し合える心と態度を育てることを推進してきています。

また、障害のある人に対する理解を深めるとともに、連帯感と共に

いじめ110番

気がついたとき、すぐ相談を

☎3880-5577

教育委員会指導室

生をはぐくむ教育の推進に努めてきています。

さらに、人種や民族、性別等と異なることによって、児童・生徒の人権が損なわれることのないように、配慮の行き届いた教育を推進してきています。

人権問題 講演と映画の集い

人権問題をより正しく理解し、差別のない明るい社会を築いていくため、次のとおり「講演と映画の集い」を開催します。また、区内小・中学校の人権ポスターコンクールも開催します。

日時 12月8日(月)、午後1時30分
場所 区役所庁舎ホール
講師 増田れい子氏
映画 第14回人権ポスターコンクール入賞者
先 同和対策
☎(3880) 5111(代)

人権問題でお困りの方はご相談を

区内には、人権を尊重する考えを広め、人権を侵害された人を救済する人権擁護委員会があります。

人権擁護委員は、区長が議会の同意を得て推薦し、法務大臣から委嘱されます。人権を無視されたり、差別を受けている人は、お気軽に下表の人権擁護委員にご相談ください。

また、次代を担う子どもの人権を積極的に擁護するため、人権擁護委員の中から「子どもの人権専門委員」を指名しています。

なお、区では毎月第2火曜日、午後1時から4時まで人権身の問先 広聴相談係 ☎(3880) 5111(代)

人権擁護委員名簿 (平成9年度)

氏名	住所	電話
落合修二	〒120 千住5-9-5	3888-2530
丹野廣	〒121 竹の塚2-32-17	3859-4050
海老原澄幹	〒121 青井6-16-6	3886-8564
海老原智恵子	〒123 西新井栄町1-5-5	3886-7375
●荒井朝子	〒123 西新井本町2-21-3	3890-1857
伊集院貴	〒120 千住緑町2-10-18	3881-3885
高橋忠男	〒120 千住緑町2-20-3	3870-1340
山野井朝	〒123 本木1-21-6	3886-0351
大井久仁子	〒121 西加平1-1-10	3883-0558
大木治	〒120 足立2-8-11	3889-5763
大藤昭	〒123 堀之内1-5-2	3899-3915

●印は「子どもの人権専門委員」です

児童の権利条約について

「児童の権利に関する条約」(以下児童の権利条約)制定の背景には、世界の多数を占める開発途上国において、不当な扱いを受けている児童を保護し救済するといったことがありました。しかし、先進諸国においても不当な扱いを受けている児童が増えている実情から、一九八九年(平成元年)11月国連総会で採択され、日本においても一九九四年(平成6年)4月批准され、5月22日から効力を発揮しました。

この「児童の権利条約」の内容については、既存の各種法律でも十分に対応できるものですが、学校教育および社会教育を通じて、広く国民の基本的な人権尊重の精神が高められるとともに、児童が人格を持った一人の人間として尊重されなければならないとしており、これらのことについて、広く国民の理解が求められるよう一層の努力を求められます。

